

不動産公正取引協議会連合会の事業

不動産公正取引協議会連合会は、平成14年11月1日、徳島市において開催された設立総会において、不動産の公正競争規約の統一的かつ効率的な運用を図るため、表示及び景品類に関する公正競争規約をそれぞれ一本化し、消費者の適正な商品選択を妨げる不当な表示や過大な景品類の提供に対して厳正・迅速に対処するとともに、消費者取引の適正化と消費者に対する適正な情報の提供を一層推進することを目的として設立された、全国9地区の不動産公正取引協議会を会員とする団体です。

当連合会が行う事業は次のとおりです。

- 1 以下に掲げる事業及びこれらの事業を行う不動産公正取引協議会に対する指導、助言及び協力に関すること。
 - (1) 規約の周知徹底に関すること。
 - (2) 規約に関する相談に応じ、又はこの規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。
 - (3) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。
 - (4) 関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。
 - (5) 不動産取引に関する表示の適正化に関して研究すること。
 - (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
 - (7) その他必要と認められること。
- 2 規約の解釈及び運用の統一に関すること。
- 3 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示の進展に伴う表示の適正化に関すること。
- 4 消費者庁長官及び公正取引委員会に対する認定及び承認の申請並びに届出に関すること。

※ 「規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及び実態調査」、「規約の規定に違反する事業者に対する措置」は、当連合会の会員である各地区の不動産公正取引協議会が行う。